



Ashikaga-Shi Shimin Seikatsu-Ka
Tochigi-Ken Ashikaga-Shi Honjo 3-2145
Tel.: (0284) 20-2154 Fax: (0284)21-7266
E-mail: kokusai@city.ashikaga.lg.jp
2/1/2019 No.285

☆市・県民税の申告☆

平成31年1月1日に足利市に住んでいた方や、2月上旬に市から送られる申告案内が届いた方は、市・県民税の申告をしてください。



＜申告が必要ない方＞

- 所得が給与のみで、勤務先から市に給与支払報告書が提出されている方
- 確定申告をした方
- 所得がなく、市内に住む方の扶養親族になっている方
- 公的年金のみで、所得の控除が必要ない方

ただし、次の方は申告をしてください。

- 所得がなかった方で、市内に住む方の扶養親族になっていない方
- 収入が公的年金のみの方であっても、医療費控除や扶養控除・障害者控除などの申告をする方

＜申告に必要なもの＞

- (届いた方) 申告案内はがき
- 印鑑
- 個人番号カードなど
- 平成30年中の所得がわかるもの(源泉徴収票など)
- 国民年金保険料の領収証書(控除証明書)、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の領収証書
- 生命保険料・地震保険料・平成18年12月31日までに締結した長期損害保険料の控除証明書

【医療費控除を受けるとき】

- 医療費控除の明細書、医療費通知または医療費の領収書、保険などで補てんされた金額がわかるもの

【配偶者控除や扶養控除を受けるとき】

- 配偶者や扶養親族のマイナンバーがわかるもの

【障害者控除を受けるとき】

- 障害者手帳または障害者控除対象者認定書など

▲ 郵送で申告する方は、税務署、市税務課、各公民館に、確定申告書、市・県民税申告書、医療費控除の明細書がありますので使ってください。

▼市・県民税の申告受付日程

期日	会場
2月 15日(金)	筑波公民館
18日(月)	久野公民館 梁田公民館
19日(火)	御厨公民館
20日(水)	富田公民館
21日(木)、 22日(金)	毛野公民館
25日(月)	名草公民館 矢場川公民館
26日(火)	北郷公民館
27日(水)、 28日(木)	山辺公民館
3月 1日(金)	三重公民館
4日(月)	小俣公民館
5日(火)、 6日(水)	山前公民館
7日(木)	薬鹿公民館
8日(金)	三和公民館
11日(月) ～15日(金)	市役所1階 市民ホール

受付時間
午前9時30分～11時30分、
午後1時～3時30分
※市役所市民ホールは午前9時から
※この期間中は、指定の会場以外での受付はできません。

◇詳しいお問い合わせは、税務課 (☎0284-20-2122)まで